
○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、本会議を再開いたします。
出席議員数は、8人です。定足数に達しております。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（近藤八郎君） 日程第1 議案第1号「下川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） おはようございます。議案第1号について、提案理由を説明させていただきます。

議案第1号 下川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例につきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に準拠し、条例の制定及び運用がなされているところですが、一定の要件を満たす非常勤職員の育児休業を取得できることとする「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」に対応した内容に改めるため、所要の改正を行うものです。

主な内容につきましては、非常勤職員における育児休業を取得することができる職員の範囲を定めるとともに、育児休業を取得することができる期間について整理を行うものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 議案第1号 下川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、1ページからでございます。

議案第1号説明資料「下川町職員の育児休業等に関する条例改正の概要」により御説明いたしますので、1ページ目を御覧ください。

町長の提案理由にもございましたとおり、今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律に対応した非常勤職員における育児休業取得要件等の規定とするため、所要の改正を行うものでございます。

まず、条例に「育児休業をすることができる職員」を規定するものでございまして、要件として、一般職非常勤職員のうち、在職期間が1年以上であること、これにつきましては、条例の第2条第3号ア（ア）に規定するものでございます。

2番目の、子が1歳6箇月になるまでに、任用期間が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないこと、これにつきましては、同じく第2条第3号ア(イ)に規定するものでございます。

3番目の、要件として、1週間の勤務時間が3日以上または1年間の勤務日が121日以上であること、これにつきましては、同じく(ウ)ということで、第2条第3号アの(ウ)に規定するものですが、ここについては、勤務日の日数等を考慮して規則で定める非常勤職員ということで、具体的な日数については規則で定めることとするものです。

次に「育児休業の期間」に関する規定につきましては、既にある第2条の3を第2条の5に繰り下げまして、第2条の3及び第2条の4として新設をして規定するものでございます。

育児休業法の第2条第1項に規定されております、非常勤職員にあっては、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6箇月に達する日までの間に条例で定める日(当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める時は2歳に達する日)まで育児休業ができることとされていることから、原則、子が1歳になるまで取得が可能になるよう条例の第2条の3第1号に、特例措置として1歳2箇月まで同第2号に、1歳6箇月までを同第3号に、2歳に達するまでを第2条の4に、取得できる場合を規定するものでございます。

次に「育児休業の取得回数の特例」につきましては、第3条に規定するものでございますけれども、育児休業は、原則として一人の子について、1回のみということでございますけれども、男性職員が取得する場合は、生まれてから57日以内に最初の育児休業を取得した場合は、特別な事情がなくても再度の育児休業の取得が可能ですが、育児休業をしている職員が出産等により育児休業の効力を失った後、そのお子様が亡くなった場合など特別な事情がある場合は2回目の取得を可能とするもので、第3条に規定するもので、詳細な取り扱いにつきましては、これについても規則に定めるものでございます。

次に「部分休業をすることができない職員」につきましては、第19条第1号、第2号として新たに規定するもので、育児短時間勤務職員、それから任命権者が同じである職に引き続き在職した期間が1年未満又は1週間の勤務時間が3日未満又は1年間の勤務日が121日未満の職員が、部分休業が取得できないということになっております。

次に「部分休業の承認」につきましては、条例の第20条の3に規定するものでございまして、1日の非常勤職員の所定の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で行うものとし、部分休業の請求は、1日の所定の勤務時間の始め又は終わりの時間帯において行うと規定するものでございます。

これまで、今年4月の会計年度任用職員制度開始から対象となる職員はおりませんでしたが、このたびの改正により、会計年度任用職員の育児休業について、根拠の明確化が図られるということでございます。

この改正の施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(近藤八郎君) ただいま提案理由並びに詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 今回、非常勤職員の方の育児休業取得についての制度改正ということでの提案なのですが、非常勤職員が育児休業を取得する前に、現在、正職員の方の…男女別ですか…育児休業の取得率はこういった状況になっておりますか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 申し訳ありません。ちょっと数字の方は手持ちがないものだから、詳細はお答えできない状況でございます。申し訳ありません。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 詳細については後ほど…。後、印象でも構いません…課長の目から見て、「そういえば今週…誰々さんは育児休業を取っているな」というのが記憶の中であれば…それでもいいですが、いきなり非常勤の方が育児休業を取りますという前に、正規の方が育児休業を取っているという文化があれば取りやすいと思うんです。ただ、それが無いのに「はい…できますから取ってください」と言っても、周りでやったこともなければ、どういうふうに仕事を引き継ぐとか…対応するかという準備も経験がない中で、「さあ制度が出来ました…できますよ」と言っても、「誰々さん…そういえばいつ育児休業取ったから、こういうふうにやったらいいよ」というのを、前例があれば示す事ができると思うんですが、そのあたりがないままに…いきなりこの制度が入るといのは、やるなどは言わないんですけども…もちろん育児休業が下川町役場の職場環境の中で…そういうのが取れていれば、どうにでもすんなりいくでしょうし、そこから広がって町内の民間事業者の方にも育児休業を取って…なかなか下川の事業所のサイズでは難しければ、そこに対して何らかの支援を役場からするとか、確かこのあたりも…ちょっと下川のSDGsとは違うんですけど…民間企業のSDGsの取組の中では、育児休業の取得というのは割と上位に出てきて、「うちの職場はそれだけ働きやすいですよ」とか、「男女どちらも活躍できますよ」というふうにならっているところがあるので、それであればなおさらSDGsアワードを受けている下川町ですので、そのあたりの取組というのは必要かと思うんですが、このあたり町長何かお考えがございませうでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 職員の育児休業…私が感じている中では、多くの人たちが休暇を取っておりますので、日数等については後でまた詳細に…総務課長の方からお伝えしたいと思います。

民間事業者の方々、多くは…やはりどうしても一部上場企業がそういうような福利厚生のところできっかりと制度を作って進めているんですが、なかなか中小企業、零細企業…そこまで届いているかという、SDGsという理念の中ではなかなか難しいところがあると思いますが、ただ法律が今そういう定めをしますので、それに準拠して進めている中小企業の方々も少しずつ出てきているのではないかと思います。私の感じているところではそんなところですよ。以上です。

○議長（近藤八郎君） 田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 希望している職員に関しては、正職員に関しては今までも取得されていると思います。現在、私の記憶しているところでは、1名の方が今…育児休業を取られていまして、下川町においては、男性職員が育児休業を取ったということは今までなかったということで記憶しております。以上です。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか…はい。
ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。
5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 私は今回の提案に賛成の立場から討論を行います。

今回、非常勤職員の雇用条件に関する議案でございます。自分自身が…25年ほど前です。…東京都内の国際機関でアルバイトをした時に、職場の方から「我孫子君、有給休暇いつ取るの」と言われました。今回の条件に全然満たないような…何箇所かしか働かないような職場でも、時給制のアルバイトにも関わらず有給休暇を取得した…というのは後にも先にもそれだけという経験ぐらい、なかなか有給休暇というのは…その当時からも定着していないというところがありました。

それから25年ほど経つんですが、そういった職場についてなかなか…特に非常勤に関してはそういったところを聞いた事がございません。特に下川で生活を始めてからは、なかなかないといったところです。

先ほどの質疑でもありましたが、ほかの町の先に行く…SDGs未来都市という下川町であれば、そういったものを目指していくのは役場の中には限定されないものだとい

うふうに認識をしております。

先ほどの自分の体験談ではないですが、アルバイトの方に…勤めてからいきなり「有給いつ取る」というふうに言うことは難しいまでも、今回の制度改正をきっかけに、町内の民間事業者…大・中・小…それぞれ規模には関わらず、正規・非正規に関わらず、職員の育児休業取得を支援する制度を整備するべきであり、下川町全体が、働く人が育児休業又ほかのかたちでの休業の取得をしやすい町になっていくよう、また、毎年その取得率を官民併せて公表され、どちらも向上させるための制度の取組、こういったことを求めて賛成の討論といたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第2 議案第2号「下川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第2号 下川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、パートタイム会計年度任用職員における勤務1時間当たりの給与額の算出方法等を是正するため、関係する「下川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「下川町職員特殊勤務手当支給条例」の2条例を条建てで改正するものであります。

主な改正内容につきましては、時間外勤務手当等の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額の算定基礎に、勤務に応じた基本報酬額に加え、月額で定められている特殊勤務手当を含める内容とするものであります。

また、月額で報酬を定める者のみならず、日額及び時間額で報酬を定める者についても、勤務実績に応じて特殊勤務手当を支給できるよう内容を改めるものであります。

以上申し上げます。提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 議案第2号 下川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、町長の提案理由にもございましたとおり、パートタイム会計年度任用職員における勤務1時間当たりの給与額の算出方法等を是正するため、関係する「下川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「下川町職員特殊勤務手当支給条例」の2条例を条建てで改正するものでございます。

議案第2号説明資料を御覧ください。

改正の内容につきましては、月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員における時間外勤務手当等の基礎となる勤務1時間当たりの報酬額の算定方法を、常勤職員と同様の算定方法に改めるもの。

併せて、特殊勤務手当について、月額で報酬を定める者のみならず、日額及び時間額で報酬を定める者につきましても、勤務実績に応じて支給するための改正でございます。

まず、1番目の「勤務1時間当たりの報酬額」につきましては、時間外の算出に用いる場合、改正後につきましては、基準の報酬月額に月額で支給されている特殊勤務手当を加えて計算するものでございまして、対象となる手当につきましては、月額で定める特殊勤務手当でございます。特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、山びこ学園に従事している会計年度任用職員が対象でございます。

次に「特殊勤務手当の支給額」につきましては、月額、日額、時間額について、それぞれ算出方法を定めるものでございます。これにつきましても、先ほどと同様で、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、それから山びこ学園ということでございます。

なお、この条例の施行につきましては、公布の日から施行しまして、対象となる職員に不利益が生じないよう、令和2年4月1日に遡って適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 御案内のとおり、本町は任用職員の割合が非常に多い…全国的にも…というふうには認識をしております。現在の下川町を本当に…下支えをしていただいている。下川町の町政が本当に…任用職員の方々でもっているといっても過言ではないかなと思います。

そんな中で、今回いろんな制度が正規職員に準ずるようなかたちになってきて、大変望ましいことなんですけど、基本的なところで…以前から言っておりますが、手当の部分で、作業員の方は手当があたらないとか、まだまだ検討する、訂正する、更正していく、向上させていくということがあろうかなと思います。

是非ですね、そのへん検討されたのかどうか…検討されてないとするならば、先ほど言ったとおり、下川町を本当に下支えされている方、そういう方を今後やはり…しっかり考えて、労働条件踏まえていていただきたいというふうに思うんですが、そのへんいかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） 春日議員が仰るとおり、本町におきましては、会計年度任用職員…非常に多くの方に働いていただいております。各施設関係を中心に多くの職員に働いていただきまして、その施設運営に当たっていただいているということでございます。

そういったこともあって、今回、できることから処遇改善を図ってきたというところでございますので、今後もそのへんに関しましては、職員とのバランス等もございまして、そういったところを十分加味しながら考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） よろしいですね。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第2号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 3 議案第 3 号「下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 3 号 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 30 年度税制改正における令和 3 年 1 月 1 日施行の個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険被保険者に係る所得税等の算定方法を見直し、国民健康保険税の軽減措置に影響が生じないよう適切な措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容を申し上げますと、「基礎控除額相当分の基準額を引き上げ」などについて、改正を行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） それでは、議案第 3 号 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案につきましては、11 ページからになります。

今回の改正につきましては、平成 30 年度税制改正における令和 3 年 1 月 1 日施行の個人所得税の見直しにより、給与所得控除及び公的年金控除が 10 万円引き下げられたことによるものでございまして、それに伴いまして、国民健康保険税の軽減判定所得の算定基準において、基礎控除相当分の基準額を 10 万円引き上げ、給与・年金所得世帯において軽減措置に影響が生じないように見直しを行うものでございます。

議案第 3 号説明資料「下川町国民健康保険税条例新旧対照表」を御覧ください。

現行の基礎控除相当分の基準額を 33 万円から 43 万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、一定の所得者と公的年金の支給を受ける者の数の合計から 1 を減じて得た数に 10 万円を乗じて得た金額を加えるものでございまして、条例の第 21 条第 1 項第 1 号から第 3 号に変更・追加するものでございまして、現行制度と同じく軽減措置が行われるようにするための改正でございます。

附則につきましては、条文の整理でございます。

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日からの施行でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(近藤八郎君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(近藤八郎君) 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長(近藤八郎君) 日程第4 議案第4号「下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷一之君) 議案第4号 下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、公営住宅整備事業において、今年度除却した住宅及び現在建設中であります住宅の種別、位置及び戸数等に係る条例の改正であります。

事業の概要について御説明申し上げますと、元町団地において、昭和53年度建設の簡易耐火平屋建て2棟8戸、床面積合計456.64㎡を除却し、現在、木造平屋建て1棟3戸を建設しているところであります。

住戸形式は、1LDK1戸、2LDK2戸で、家賃につきましては、入居者の収入や住宅の規模により公営住宅法で示す係数等によって算定し、入居者ごとに家賃を設定いたします。

以上申し上げます。提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長(近藤八郎君) 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 議案第4号 下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案第4号説明資料を御覧ください。

本案は、今年度の公営住宅整備事業において、既存の2棟8戸を除却し、1棟3戸…これを現在建設中ですが、これに伴う条例の整理となります。

具体的には、資料の左側が現行となりますが、中ほどの昭和53年度建設の1戸当たり床面積57.08㎡、8戸を削除し、資料の右側の下段の2行、令和2年度、2LDK、76.18㎡、2戸、同じく1LDK、46.78㎡、1戸を追加する内容となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第5 議案第5号「下川町農業振興基本条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 5 号 下川町農業振興基本条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本町の農業は、付加価値の高い施設園芸作物の生産や、農業経営の法人化、規模拡大などにより、平成 25 年度には約 20 億円であった農業生産額が、令和元年度には約 32 億 4,000 万円と向上し、本町経済の発展に大きな役割を果たしています。

一方で、令和元年の農家戸数は 146 戸で、平均年齢は 63 歳と高齢化が進んでいることに加え、後継者のいる農業経営体は 20%となっており、本町農業を支える担い手の確保と育成が重大な課題となっております。

本案は、農業者、生産組織及び農業団体の自主的な努力と創意工夫を基本とした本町の農業が、若者にとって魅力ある産業として成長し、持続可能な基幹産業として発展するためには、効果的な施策を講じる必要があることから、下川町農業振興審議会からの答申や農業関係者の意見等を踏まえ、下川町農業振興基本条例の一部について、所要の改正をするものであります。

主な改正内容につきましては、条例の見直し、検証時期の規定を追加するほか、経営継承を目指す担い手に対する支援を強化するため、新中核的農業担い手対策事業において、事業対象者の年齢要件を外し、対象者を拡大するとともに、チャレンジ支援事業、研修事業の限度額の引上げなどを行っております。

また、厳しい財政状況を考慮し、下川町行政改革大綱に基づき、農業振興事業においては、補助率及び補助限度額等の見直しを行っております。

以上申し上げまして、提案理由といたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 基本的な事について 2 点ほどお尋ねいたします。

御案内のとおり、基幹産業である農業の振興、重要性というのは、昨日の一般質問でも確認をし、町長のお考えも確認されたところでございます。

町長の公約で…私がちょっと読ませていただきますと…農業振興について、個人の耕種生産や酪農、畜産生産者への支援を一步進んで充実するという…公約に掲げております。

今回の条例は、いろんな目的があるんですが、実態としては財政が非常に厳しくなっているということが提案理由にもございました。昨日の一般質問の中でも、町長は明確に町民の経営者に対して、収支バランス、計画性、それから決断を求められております。

そんな中で、町民に我慢してもらうところは我慢してもらうということも申し述べられていて、今回は我慢をしていただくと…一部支援制度で補助額が上がる場所がありますが…いわゆる補助額のカット。財政がこのような状況に至った経緯、経過、責任を、やはり明確にする必要があるのではないかと。

今回、自ら身を切る姿勢、痛みを共有する姿勢、これが同時提案あってしかるべきではないのかと。ましてこのコロナ禍、町民が一丸となってこの難局を乗り切っていかなければいけないと。

こういう中で、今後推進するに当たって、合意、共有するという観点からも、町長の…身を共に切ると…これが道理ではないのかなというふうに考えますが、どういってお考えでおられるか。

2点目、非常に唐突感があるというのが実態です。公式な話では、公共料金の見直し、さらに公共施設の…いろんなものを見直しするという中で、今定例会で提案があつてしかるべきものだと思いますが、農業振興基本条例…条例というのは農業振興の下支えをするものだと思います。非常に唐突感がある。農業経営者においては、この条例に基づいて営農計画を立てていく…もう営農計画は立てて…もう終わってるんでしょうかね…非常に唐突感がある。そういうところで、この提案の時期。

この2点について、基本的な考え方でございますので、まずお尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 今、春日議員に二つ御質問いただきましたけども、一つ目は、この条例を改正するに至る経緯、そしてまた…制限をかけていくということに対していかなものかという…そういう質問でございました。

町では産業政策、産業振興として、中小企業振興基本条例、あるいはまた林業振興基本条例、そして農業振興基本条例ということで、一定程度横並びで全町の産業振興を行っているところでございます。その制度改正を一定程度ルールを決めて進めておりますけれども、どうしても年次にバラツキがございまして、これを今後は同一できる…そういう制度にしていきたいということで考えているところでございます。

農業振興基本条例につきましては、若干、中小企業と林業振興とずれてございましたけれども、これを将来は統一いたしますが、今回ちょうどそのルールを作つてございました年度に入りまして、諮問をしながら制度改正に至ったところでございます。

しかし、今ほども財源のお話でございましたけど、町も厳しい財政状況の中で、どのように産業振興や政策を進めていくかということになるわけでありまして、これはゼロにするということではなくて、一定程度役割を終えつつあるものについては少し縮小し、そして新たなものについては少し拡大をしていこうと。さらにソフト事業などの研修などで、既存の農業者や新規事業者が少しでもスキルを上げていける、そういうような環境をつくっていこうという背景の下に条例改正を進めて…そして提案させていただいたところでございます。

また、唐突感があるのではないかと…二つ目の質問ですが、これは一つ目と同じでございまして、決して今出たものではございませんので、これまでも農業振興基本条例というのは林業と共に一つの条例だったのが、平成22年からこれを分離いたしまして、条例を制定し、進めてきたものでございまして、それも一定程度期間を…ルールを決め

て進めてきたというものでございます。

諮問委員の皆さんや、あるいはまた農業生産者の意見も聞きながら、少しでも反映できるように、そしてまた小規模な生産者、そしてまた法人経営者、広く町として支援できるところは、ここも進めてまいりたいと思っているところでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 私が質問したところ…答弁されていない…確認の意味でございませぬ。先ほど言った…これからのコロナの厳しい情勢を踏まえて、痛みを共有すると…自ら身を切ると、こういうところを質問させていただいたんですが、今お考えはないと…痛みを共有する考えはないという理解でよろしいですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） よく…そのへんのところ…私、理解できませんけれども、私自身が身を切って、そしてこの制度改正をやると…全てのものに身を切っていかなければならないという…そういうような感覚を今の質問から思ったところでございます。これに関しては、いろんな考え方があろうかと思いますが、この条例に関して身を切るということは考えてございません。以上です。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

1番 齊藤議員。

○1番（齊藤好信君） 今回の提案理由の中で私が感じたところは、今後の下川町として、農業は町にとっても大きな基幹産業の一つですけれども、町長のお考えとして、この提案理由の中では、後継者それから…新規就農も入っているんでしょうけれども…そういうふうに農業が継続されるようなところに力を入れていきたいというふうに僕は感じ取ったんですけども、町長としては今後、農業政策の軸をどこに置きながら、農業を発展させるために、町長としてはどういうふうに施策を打っていくか、ここだけちょっとお聞かせください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 下川の農業構造というのは大きく二つございまして、耕種農家と畜産・酪農になるのではないかと考えております。

提案理由の中にも入れましたけれども、近年まで20億円程度の生産額だったのが、現在32億円を超えると。おそらく将来、町がいろいろ把握している計画でいきますと、限り

なく 40 億円近い数字になっていくのではないかと期待されるところでございます。

そういう中で、実は後継者というのが 2 割程度しか生産者の中でいないということで、そういう意味で、やはり後継者対策というのはしっかりやっていくというのが一つと、もう一つは、新規で就農される方々のそういう受皿の環境をつくっていくということが大事なのではないかと考えております。

これまで耕種農家の中でも、施設ハウスについては、平成 5 年から二十有余年にわたって 600 棟を超えるハウスの支援をしたわけでございまして、こういう意味では非常に大きな成果が挙がってきたのではないかと。また、畜産・酪農においては、畜産クラスター事業等も下川町としていち早く取り組みまして、これで大規模な酪農経営がなされているということもあります。

こういうところをしっかりと持続可能なものにしなが、そして下川町の農業政策というのが広がりを見せることがかなうのではないかと考えておりますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか、はい。

ほかに質疑はありませんか。

2 番 中田議員。

○2 番（中田豪之助君） この農業政策なんですけれども、昨日の一般質問で聞けばよかったんですけれども、私が…新規就農ということで農家をやらせてもらっていますが、本音の事を言ってしまうと、最近、就農する耕種農家は、極端な事をいったらフルーツトマトしかできません。つぶしがきかないといえますか…本当にそれだけの事業計画で、フルーツトマトを生産に上げないと軌道に乗っていかない、借金が返済できない、そういう状況です。

昨日申し上げましたように、ホワイトアスパラもアスパラもキヌサヤも…キヌサヤはちょっと特別な事情があるんですけども…あれは市場価格というか…需要と供給に価格が乱高下する相場の作物のようになってきてますけれども、こういう状況になってきて、新しい農家ほどつぶしがきかないんです。じゃあ春菊はできるか、ハウレン草はできるか…天候の制約もあります。けれども、それ以外に農家本人の技術的な制約もあるんです。昨日、私が申し上げたかった…研究機関も含めて、農協も含めて、もちろん農家も含めて、今後の技術体系といえますか、下川町で何を作れば食っていける…そのところのしっかりしたビジョン…今後の展望がなかったら、いくら若者を呼ぶとか、新規就農をといたって、それは展望がないから…見込みがないから…それは来てくれません。

しかも今フルーツトマト一本槍なので、新規就農の投資額がほかの町村と比べて高いですよね。ほかの所だと 500 万円ぐらいの投資で済む町もあるそうです。我が町はその 2 倍、下手したら 3 倍の高額の投資を施設園芸に掛けています。それが本当にこの先も通用するのか、大丈夫なのか、それは役場だけでは解決できない。もっと農研機構とか、道総研とか、最先端の作物動向、天候の変化…北海道も暖かくなっている…リンゴが作れるとか、地熱を利用すればマンゴーが作れるとかありますよね。そういう研究をしている産地もあるので、そういうところの実際の展望をどうつくっていくか、そのの

ところを町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 町では総合計画の中で農業振興のビジョンをしっかりと作っているわけございまして、中長期のビジョンではございますけれども、それに基づいて施策を一つ一つ進めているところであります。

今議員が仰った、町がもっと積極的に打って出る必要があるんじゃないかということでございますけれども、ただ、町の役割というのは、昨日から言っておりますけど…補完機能でございます。制度をしっかりと作りながら支援していく。町は技術指導というところは非常に難しいところがございまして、専任職、専門職というのは置いてございませんで、そういう意味では、情報提供、あるいはまた情報収集したものを提供していくという、こういうようなことに徹しながら、北はるか農協の営農指導の中でしっかりと農業生産者の方々に汗をかいていただくということは、しかるべき方向性ではないかなと考えております。

今後町として農業振興は非常に重要であるということ間違いのないものでございまして、その中で町の役割は何かというのをしっかりと生産者の方々や団体の方々に理解をしていただきながら、町としてのその役割をしっかりと全うしていきたいなと考えているところでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか、はい。
ほかに質疑はありませんか。
7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 先ほど来、町長は、補助制度は補完機能だと仰っておりました。今示されている提案理由の中にもありますように、後継者は僅か20%でございます。平均年齢は63歳…これ近い将来になっていくと…平均年齢は1年経つごとに1歳ずつ上がっていくのであります。

翻りまして、今回の条例改正は、ほぼ全てにおいて補助額が下がる。このことは何を示すかといいますと、借りる事すら気が引ける、これから先の手続きだとか考えると…とてもこれは借りていられない、急ブレーキがかかるおそれがあると思います。

農業振興条例という名目である以上は、せめて利用したものは本町内で流通させるとか、そういうような網掛けだったら私どもも理解するところではあるのですが、一律に補助率を下げていく…どこを強めてどこを弱めるという…そういうアクセル操作がないままにやっていくことには、いささか疑問がありますが、この制度設計に関しては、どのような考えがあってこのような制度設計になったのか、方針も含めてお伺いします。

○議長（近藤八郎君） それでは質疑に答えていただきたいと思います。
町長。

○町長（谷 一之君） これも先ほどの質問と重複しますが、今回の農業振興条例の改正に当たりましては、他の産業振興条例と一定程度整合性を持っていこうという…これは改正時期も一定程度同時期に合わせていこうということが一つございますし、また、その補助率や補助額の見直し等についても…これも全てが整合性を持っているわけではございませんけれども、メリハリのあるものにしていくという中で、少し縮小していかざるを得ないというところであります。

しかし、その一方で、今後期待される新規就農、あるいはまた後継者のいろんな対策について、そこのところは厚くしていきながら、将来、持続可能な農業振興ができるよいうということで、制度の中で提案させていただいているものでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 私の伺っている中では…次のステージとして法人化を控えている農家が数件あると伺っております。そこに対しての補助も実際問題下がっているように伺いますけど、今の発言からいったら…ちょっと整合性が合わないんじゃないですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 条例というのは…やはり生き物でございまして、常に改正というのがあるわけでございます。時代時代、そしてまた町の財政状況というのを一度振り返ってみななければならないというものがございまして、そのへんは御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか、はい。
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
ただいま議題となっております議案第5号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第6 議案第6号「下川町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第6号 下川町体育施設の設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、現在、スキー場として使用している用地の一部について、財務省所有の普通財産であったことから、売払いを申請し、契約並びに所有権移転が完了したことから、当該地番を条例の別表に加えるため、所要の改正を行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 今井教育課長。

○教育課長（今井真司君） 議案第6号 下川町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、お手元に配布されております議案第6号説明資料「新旧対照表」により、御説明申し上げます。

本案は、別表第1の改正を行うものであります。

内容は、下川町スキー場用地の地番を追加するとともに、既存の地番のうち一部が省略された表記となっているものを番地ごとに表記するものでございます。

新しく追加する番地は、555番地13でございます。こちらにつきましては、4月10日に売払い申請を行い、9月24日に売買契約が締結され、10月29日に所有権移転登記が完了いたしました。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 今回、体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正ということで、スキー場も含めて体育施設の管理について、先日ですね、総合計画審議会から町長宛てに報告された行政評価で、福祉教育部会報告で、スキー場の施設管理費並びに町内体育施設全体の管理についてということで意見がありました。

町としては、この意見を踏まえて、どういったかたちで検討していくのか。現在、そういったお考えがあれば、お示しいただきたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 体育施設…縷々ございますけれども、スキー場を含めまして効率的な指定管理の方向性を持って、毎年度、基本計画に基づきながら、単年度単年度契約を更新しているところでございます。

そういった中で、今年度のモニタリング評価をした上で、新年度に向けていきたいと

思っておりますし、また、使用料に関しましては、体育施設だけではございませんので、総合的な観点から今度見直しを図っていくというような状況に…現在ございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） よろしいですね。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第7 議案第7号「下川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第7号 下川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令などの規定に基づき、指定居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員とする規定を、介護支援専門員とすることができる経過措置又は管理者要件の適用の猶予が盛り込まれたことに伴い、所要の改正を行う必要が生じたものであります。

主な改正内容につきましては、改正省令を踏まえ、令和9年3月31日までの間は、介

護支援専門員を管理者とする要件の適用の猶予規定を盛り込んだことなどであります。

以上申し上げまして、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） 議案第7号 下川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、一部を改正するものでございます。

改正の主な内容は、平成30年厚生労働省令第4号で、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員…いわゆる主任ケアマネージャーと呼ばれているものでございますが…でなければならないとしております。

ただし、基準の附則第3条において、令和3年3月31日までの間は、当該介護支援専門員が管理者となることの経過措置が盛り込まれたところでございます。

さらに、令和2年6月5日施行の厚生労働省令第113号により、附則第3条の令和3年3月31日を、その時点で主任介護支援専門員でない管理者である事業所は、当該管理者が管理者である限り…この当該管理者が管理者である限りというのは、主任という資格がなくても通常のケアマネージャーが引き続きという意味でございしますが、管理者である限り、令和9年3月31日まで適用要件を猶予する規定が盛り込まれてございまして、本条例を改正するものでございます。

第4条として、指定居宅介護支援等の事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置の追記。

附則で、管理者に係る経過措置及び管理者要件の適用の猶予を追記してございます。

なお、本条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で改正の説明を終わりたいと思います。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 今説明がございました。本町においては、新しい資格を持っている方が今はいらっしゃるということで、この経過措置が適用になるという理解なんですけれども、令和9年3月末までは猶予規定があるということなんです。それよりも前に…今いる方が資格を取るか…そういった予定があるのか。あるいは、それが人に付くものなのか、施設管理者の方に付くものなのか…ちょっと今、理解ができなかったもので、今いる人がずっと…令和9年までは…その仕事に就くことでこの猶予規定を適用するのか、あるいはいろんな方がいる中で新しく資格を取って、猶予規定がなく

でも適用できるようになっていく予定があるのか、そのあたり確認の意味も込めて質問いたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） 質問にお答えいたします。
この期間に主任という資格を持つ者があれば、持った者が管理者となります。ただし、その期間に主任という資格がない者が、通常の介護支援…いわゆるケアマネージャーといわれている人なんです…その人が管理者で、引き続きその管理者である場合のみ、9年まで猶予というかたちでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか、はい。
ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第7号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第8 議案第8号「名寄地区衛生施設事務組合規約の変更について」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 8 号 名寄地区衛生施設事務組合規約の変更について、提案理由を申し上げます。

本件は、同組合で進められている次期中間処理施設整備に伴い、本年 2 月の「上川北部地域ごみ処理広域化対策協議会名寄ブロック市町村会議」で負担割合などについて協議を行った結果、組合を構成する市町村間で合意に至りましたことから、文言整理と併せて変更しようとするものでありまして、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上申し上げます、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） それでは、議案第 8 号 名寄地区衛生施設事務組合規約の変更について、御説明申し上げます。

議案につきましては、23 ページからになります。

本組合の一般廃棄物処理施設「炭化センター」は、平成 15 年 4 月の供用開始から 17 年が経過しておりまして、施設の老朽化が進んでいることに加えまして、プラントメーカーの撤退や、同時期に供用を開始いたしました全国 4 か所の炭化処理施設も処理方法を焼却処理に変更して施設の更新を進めているため、将来に部品の供給が困難になるということが想定されてございます。

これらの事情を考慮して、平成 30 年度から次期中間処理施設の検討が進められ、平成 31 年 3 月に作成しました一般廃棄物中間処理施設整備基本方針において、次期中間処理施設を焼却処理施設とする方針が示されたことから、令和元年度に施設整備に係る事業費の負担割合等について構成市町村で協議が進められた結果、令和 2 年 2 月 21 日開催の本組合の正副管理者会議におきまして、まず一つとして、令和 2 年度に地域計画を提出、令和 3 年度に焼却施設に着手、令和 8 年度に工事完成、令和 9 年度に供用開始、資源化施設整備、し尿処理施設の建設着手。二つ目として、財源につきましては、環境省循環型社会形成推進交付金の活用を基本として、焼却施設整備に取り組み、防衛相補助については、随時、防衛局、道庁との調整により活用を目指す。三つ目、建設地でございますが、名寄市旧清掃センター解体跡地として、所有者を組合に移管し、解体を交付金事業対象として、解体経費の交付金相当分以外については名寄市負担とする。四つ目、負担割合。建設費、均等割 30%、人口割 70%、運営費につきましては、均等割 30%、実績割 70%、その他、基本経過をみて決定すると。このことにつきまして合意されたことから、文言整理と併せて、令和 3 年度の事業着手に向けました規約を変更するものでございます。

それでは、議案第 8 号説明資料「名寄地区衛生施設事務組合規約新旧対照表」を御覧ください。

主な改正につきましては、第 3 条第 2 号、共同処理する事務でございますが、処理方法の変更によるものでございます。

第3条第3号、共同処理する事務、現行の3号を4号、4号を5号に繰り下げ、3号として、ペットボトルその他のプラスチック製容器包装に限定した資源化施設に関する事務を追加するものでございます。

第4条、事務所の位置でございます。現時点で施設の名称は未定であるため、他組合の表記を参考にいたしまして、住所のみの記載に改めるものでございます。

別表でございます。施設の増加に伴いまして、より分かりやすくするための全体表示の整理でございます。

そのほかにつきましては、文言整理でございます。

次、議案の25ページを御覧ください。附則でございます。

附則第1項、施行期日でございますが、環境省交付金対象事業が開始される年度を事業開始年度として、令和3年4月1日からの施行とするものでございます。

附則第2項、経過措置でございます。焼却処理施設が供用開始するまで炭化センターを稼働させる必要があるため、同センターに関する事務を継続するための適用の読み替え規定でございます。

附則第3項も経過措置でございます。資源化施設の供用開始が焼却施設より後になるため、資源化施設が供用開始する日までの議会費等の経費負担を、し尿等処理施設、焼却処理施設、最終処分場の三等分するための読み替え規定でございます。

附則第4項でございます。実績割の特例措置でございますが、焼却処理施設の供用開始に伴いまして、分別区分が変更されるため、前年搬入実績による実績割の算出が困難であることから、これまでと同様に供用開始初年度は、直近の国勢調査人口による人口割を適用するものでございます。

附則第5項でございます。実績割の特例措置でございます。資源化施設供用開始時は、名寄市所管の広域ペット・プラ圧縮梱包処理施設の前年度搬入実績があるため、同施設への搬入量による実績割を適用するものでございます。

附則第6項、事務の特例措置でございます。現広域施設と資源化施設の所管を明確にするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第9 議案第9号「下川町公区会館等の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第9号 下川町公区会館等の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項に基づき、公の施設の管理を指定管理者により行うものであり、同法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

候補者選定までの経過を申し上げますと、いずれの施設も公募によらず、これまでに指定していた団体を選定したものであり、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できる見込みがあると判断し、指定管理者の候補として選定したものであります。

内容を申し上げますと、8か所の公区会館等を8公区が管理することとし、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

なお、指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするものであります。

また、債務負担行為の予算案を併せて提案させていただいており、業務内容等の詳細につきましては、今後、指定管理者と協議の上、協定を結び、取り進めてまいります。

以上申し上げますと、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） 議案第9号 下川町公区会館等の指定管理者の指定について、御説明いたします。

議案27ページを御覧いただきたいと思います。以上です。

指定管理者に管理を行わせる施設と指定管理者となる団体につきまして、まず、上名寄第1公区会館でございますが、上名寄第1公区、上名寄川向会館につきましては、上名寄第3公区、南部会館につきましては、班溪公区、北町会館につきましては、北町公区、次のページになります、緑町・三和会館につきましては、緑町公区、末広会館につきましては、末広町公区、新町会館につきましては新町公区、二の橋会館につきましては、二の橋公区となっております。

なお、本年度まで指定管理しております、りんどう会館につきましては、辞退の申し出がございました。また、幸成会館につきましては、二の橋公区が二の橋会館と併せて指定管理していただいておりますが、行政改革に伴いまして二の橋公区と相談、協議し、幸成会館は指定管理しないことになり、2会館を除く8会館を指定管理するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） りんどう会館と幸成会館が今度公区から外れて、管理者がいなくなるようでございます。心配されるのは、その周辺の草刈りをどうするか、また、屋根に積もる雪をどうするかということでございます。

本年は管理している公区の方が管理するのでしょうか、若しくは委託をかけてどこかをお願いするようなことになるのでしょうか。

また、次年度以降の管理費というのは計上するのでしょうか。回答を求めます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） 今年度につきましては指定管理で、りんどう会館も幸成会館も各公区に管理していただきます。来年度以降につきましては、屋根の除雪費と、必要に応じて草刈りの費用は計上していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第10 議案第10号「定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第10号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、提案理由を申し上げます。

本協定は、圏域の中心的な役割を担う中心市と圏域町村が、相互に役割分担して連携・協力をすることにより、圏域資源をいかした魅力ある地域づくりと安心して暮らせる地域社会の形成を目的とする広域連携の推進を図るため、平成23年度に名寄市・士別市を複眼型中心市として、定住自立圏形成協定を締結しております。

今回、産業振興、圏域生活基盤維持対策分野において、更なる連携した取組を推進するため、一部協定内容を変更するものであり、中心市との協議が整いましたことから、下川町議会の議決すべき事件に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上申し上げます、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 田村政策推進課長。

○政策推進課長（田村泰司君） 議案第10号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、御説明申し上げます。

議案書につきましては29ページ、議案第10号説明資料を御覧いただきたいと思います。

本協定につきましては、町長の提案理由にございましたとおり、圏域資源をいかした

魅力ある地域づくりと安心して暮らせる地域社会の形成を目的とする広域連携の推進を図るため、平成23年度に名寄市・士別市を複眼型中心市として、定住自立圏形成協定を締結したところでございます。

このたびの変更は、説明資料2ページからでございますけれども、協定の別表第1中、4の産業振興の表に、通年雇用の促進という欄がございますけれども、そこに取組の内容としては、「季節労働者などへの各種支援により、通年雇用化を促進するとともに、地域人材開発センターの活用による圏域住民の人材育成・能力開発を図る」と。

甲の役割、これは中心市の役割でございますけど、「乙及び関係機関・団体と連携し、季節労働者などの通年雇用の促進のため、各種取組を行うとともに、圏域住民の職業教育訓練など地域人材開発センターの活用を推進する」と。

また、乙の役割につきましては、同じ文言でございますけれども、「甲及び関係機関・団体と連携し、季節労働者などの通年雇用の促進のため、各種取組を行うとともに、乙の住民の職業教育訓練など地域人材開発センターの活用を推進する」を加えるものでございます。

次に、別表第2、4の圏域生活基盤維持対策に、防災、それから取組の内容として、「近年、激化する自然災害を鑑み、災害時に必要な情報の共有、人的・物的支援をより効果的かつ効率的に行うとともに迅速な対応に資するため、相互応援体制の整備・強化を図りつつ圏域の防災力を向上させ、安全・安心な暮らしの確保を図る」。

甲の役割として、「防災・減災に関する情報の共有に向けて連絡調整を行うとともに、乙と協力して相互応援体制などの整備・強化を図るほか、広域防災力の向上に資する取組を行う」。

乙の役割は、同じですけれども、「甲と協力して相互応援などに関する取組を実施する。また、広域防災力の向上に資する取組を行う。」と規定するものでございます。

なお、協定変更の経緯でございますけれども、現在の共生ビジョンに、圏域の共通課題である通年雇用の促進と防災の記載がなく、いずれも広域で取り組む必要がある分野であるため、今回追加するものでございます。

7月の市町村担当者会議で提案がございまして、11月の圏域の市町村長会議で協定見直しの承認がされたもので、それぞれの市町において12月議会定例会へ提案しているものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、御議決いただいた後、共生ビジョンの修正作業が行われまして、3月に予定されております北・北海道中央圏定住自立圏ビジョン懇談会で決定をする予定でございます。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） ただいま、定住自立圏形成協定の一部変更ということで提案、説明がございました。

説明の中に、定住自立圏共生ビジョンといったことがございまして、定住自立圏については共生ビジョンがあるんだということで調べましたところ、その中に、今年の3月で改定されたビジョンにおいては、第3章、圏域の将来像というところに、令和7年度の圏域人口の目標値7万6,020人というふうにあります。これは各市町村の目標値を合算した数値というふうに思われるんですが、ここでは下川町は何名と算出したのでしょうか。今なければ…後日、提供いただければと思いますが、お答えいただけますでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
今手元になれば、後ほど議会に報告をしてください。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） もしそういった数字が出てれば、それを出してください。下川は出してないけど、この数字が出たということであれば、誰がこれを算出したのかということもお示しいただければと思います。

併せて、この共生ビジョンの第4章、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的な取り組みというところがございまして。今後、共生ビジョンについても議論があるということで、あえて質問いたします。

ここに、地域公共交通の項目で、バス路線の成果目標が設定されておりますが、ここには路線の数…37路線ですか…というのを維持するというふうに書いてあります。これだと一日10本走っている路線が1本になっても路線の数は変わらないということで、圏域住民の移動手段の確保と利便性の向上を掲げているのであれば、ちょっと数値目標としてはいかがなものかというふうに思います。

実際にバスが一日何本走っているのか…もちろん平日と休日では違うと思います。そして何名の乗客に利用していただくということが、この圏域としての目標と掲げるべきか。このあたりについても共生ビジョンの改定の際には議論していただきたいというふうに思います。

片方で利用者の数を全く想定していないかということ、同じ地域公共交通の項目の中では、複合交通センター…ここには利用者の人数の目標値といったものの記載があります。

なので、必ずしも利用者の人数について議論しないというふうにはならないと思うんですが、そのあたりのお考えがもしあればお示しください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
田村政策推進課長。

○政策推進課長（田村泰司君） 共生ビジョンに関しましては、平成23年度に各市町村の担当者が集まって、それぞれが課題を出し合って、この共生ビジョンというか…圏域の共通課題についてどういうふうに解決していくかという話をした経緯がございまして。

その中で、数値化できるものもありますし、既存の事業として特別交付税措置がござ

いますので、それを活用して解決していこうというものでありますので、代表的な数値目標については記載がありますけれども、細かなところまでは…時間の関係上、議論されてない部分も確かにあると思いますので、共生ビジョン懇談会の中で、きちっと数値目標等もできるだけ話し合っ、それに向けて圏域の広域連携の中で解決できるものを探っていくということが必要かなというふうに思っておりますので、懇談会の中でそのへんのお話もさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか…はい。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第10号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。
ここで、換気のために5分間休憩いたします。

休 憩 午前11時27分

再 開 午前11時32分

○議長（近藤八郎君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
日程第11 議案第11号「令和2年度下川町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 11 号 令和 2 年度下川町一般会計補正予算（第 9 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 2 年度一般会計の第 9 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 4,641 万円を減額し、総額を 56 億 4,689 万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、ふるさと納税促進事業に係る経費、北海道日本ハムファイターズ応援大使決定に伴う普及啓発に係る経費、地域情報通信基盤整備に係る経費、代替バス及び既存バス運営事業負担金を計上しております。

土木費では、町道除排雪に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源としまして、寄附金、繰入金などを計上しております。

次に、第 2 条の債務負担行為補正につきましては、「新農業基盤活性資金に対する利子補給」及び「上名寄第 1 公区会館」ほか 7 施設の指定管理者指定に伴う追加でございます。

第 3 条の地方債補正につきましては、事業の確定等による変更となっております。

以上申し上げますと、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、副町長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） それでは、私の方から、議案第 11 号 令和 2 年度下川町一般会計補正予算（第 9 号）について、御説明を申し上げます。

議案書につきましては、34 ページからになってございます。

まず、34 ページでございますが、第 1 条におきましては、歳入歳出それぞれ 4,641 万円を減額いたしまして、総額を 56 億 4,689 万円とするほか、第 2 条では債務負担行為、第 3 条で地方債をそれぞれ補正する内容となっております。

35 ページ、36 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正につきましては、後ほど別の資料で説明をさせていただきます。

37 ページ、第 2 表の債務負担行為補正でございます。

こちらにつきましては、令和 2 年度中に農業者が借入れた新農業基盤活性資金に対する利子補給につきまして、期間及び限度額を定め、追加するもののほか、議案第 9 号で御議決を頂きました公区会館等の指定管理者の指定に関しまして、8か所の公区会館の指定管理料について、期間及び限度額を定め、追加する内容となっております。

次に、38 ページ、第 3 表 地方債補正でございます。

こちらにつきましては、今年度事業実施に伴いまして、借入を予定しております地方債について、事業費の確定及び見込みによりまして、道営草地整備事業債ほか 7 事業について、借入の限度額をそれぞれ変更するものでございます。

地方債の借入れ限度額につきましては、総額で1,470万円を減額し、4億7,363万円とする内容となっております。

それでは、歳入歳出の主な内容につきまして、別にお配りをしております議案第11号説明資料によりまして、御説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、今回の補正要因につきましては、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等に係る補正でございます。

まず、歳出の補正内容でございますが、総務費でございます。

ふるさと納税促進事業で232万円を増額してございます。こちらにつきましては、ふるさと納税の寄附金の見込額の増加に伴います補正でございます。当初2,500万円を見込んでおりましたが、見込みでは2,900万円と増額することから、それに伴いますふるさと納税記念品代、通信運搬費、手数料等について増額するものでございます。

次に、北海道日本ハムファイターズ応援大使普及啓発事業でございますが、2021シーズンの市町村応援大使に、松本^{まつもと}剛^{ごう}、野村佑希^{のむらゆうき}の2選手が決定したことに伴いまして、選手名刺、それから懸垂幕などの普及啓発に要する経費を50万円増額するものでございます。

次の地域情報通信基盤整備事業493万円につきましては、電柱移設に伴います光回線敷設工事の増額によるものでございます。

次に、2ページでございます。

生活サポート地域公共交通事業で284万円の増額でございます。こちらにつきましては、事業費の確定見込みに伴いまして、代替バス運営事業負担金を223万円、既存バス運営事業負担金を61万円、それぞれ増額する内容となっております。

次に、農林業費でございます。

道営草地整備（公共牧場型）事業の負担金及び、その下の畜産担い手育成総合整備事業の負担金でございますが、道営草地につきましては1,022万円の減額、畜産担い手につきましては349万円の減額でございます。それぞれ確定見込みに伴います減額となっております。

次の農産物加工研究所運営事業423万円の減額でございます。こちらにつきましては、生産終了に伴いまして、運営経費の減額をするものでございます。

次の町有林整備事業850万円の減額でございます。こちらについては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりまして、主伐事業について、当初8物件を7物件に縮小したことに伴います減額でございます。

次に、3ページでございます。

土木費でございますが、町道除排雪事業として2,000万円を増額してございます。こちらにつきましては、当初4,000万円を計上しておりましたが、近年の実績見込みなどによりまして、2,000万円を増額するものでございます。

次に、教育費でございますが、語学指導事業で122万円の増額でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で新任ALTの来日が延期になったことに伴う増額でございます。現任のALTにつきましては、7月まででございますが、来年3月まで延長するもの、新任のALTにつきましては、8月から来る予定が11

月 27 日からとなったことに伴いまして、増額するものでございます。

次に、公債費でございますが、長期債償還元金及び利子で 163 万円の減額につきましては、額の確定に伴います元金の増額及び利子の減額でございます。

次に、歳入補正の内容について御説明申し上げます。

まず、分担金及び負担金でございますが、畜産担い手育成総合整備事業受益者分担金として 301 万円を減額するもので、確定見込みに伴います減額となっております。

次に、4 ページでございます。

道支出金でございます。障害者介護給付費負担金で 400 万円の増額でございます。こちらについては、新型コロナウイルス感染症対策に伴いまして、山びこ学園利用者の帰省者が減少したことに伴いまして、給付費が増加したものでございます。

次に、プレミアム付商品券発行支援事業費補助金でございます。50 万円の増額でございます。スーパープレミアム商品券事業の追加発行に伴います道からの補助金でございます。プレミアム分のうち 10%分が道から補助される内容となっております。

次に、財産収入でございます。農産物加工生産品売払収入で 1,188 万円の減額でございます。当初販売目標を 23.4 万本としてございましたが、見込みでは 20.6 万本と減少することに伴う減額でございます。

次の町有林主伐材売払収入 1,200 万円の減額でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、主伐事業について 1 件中止したことに伴う減額となっております。

次の寄附金でございますが、一般寄附金として 400 万円を増額するものでございます。

こちらにつきましては、ふるさと納税の寄附金見込額が増加したことに伴いまして、400 万円増額するものでございます。

次に、5 ページ、繰入金でございます。財政調整積立基金繰入金で 722 万円を増額しておりますが、財源調整による増額でございます。

次に、町債でございます。町債につきましては、それぞれの事業の実績及び見込みによりまして、総額で 1,470 万円を減額する内容となっております。

次に、6 ページからでございますが、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業の中止・見直しについて、12 月補正計上分について一覧としてまとめたものでございます。

それぞれの内容の説明については割愛をさせていただきますが、9 ページを御覧いただきたいと思っております。

計の欄でございますが、今回の 12 月補正で予算計上している分で 1,427 万円の減額となっております。これまで減額した分と合わせまして、合計で 2,883 万円の減額となっているものでございます。

以上、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありました。

これから質疑を行います。質疑については、下川町議会会議規則第 55 条の規定により、同一議員につき同一の議題に 3 回を超えることができないとされておりますが、同条ただし書きの規定により、次のとおり款ごとに区分をして質疑を受けたいと思っております。

本案のうち、最初に歳出の款 2 総務費から款 4 衛生費まで、次に款 5 農林業費から款 7 土木費まで、次に款 8 消防費から款 10 公債費まで、次に歳入の款 12 分担金及び負担金から款 21 町債まで、終わりにその他の順により質疑することといたします。

なお、区分ごとに同一議員につき継続して 3 回まで質疑することを許します。

また、歳入の質疑の際に、関連する歳出に係る質疑は可能とします。

質疑する議員は、配布されています各種会計補正予算歳入歳出事項別明細書並びに先ほどの概要説明書を参考にするとともに、必要に応じてページ数、目・節及び説明等をしてください。

なお、ここでお諮りいたします。

ここで一旦休憩をし、午後 1 時 15 分から再開したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認め、午後 1 時 15 分から再開いたします。

休 憩 午前 1 時 4 6 分

再 開 午後 1 時 1 5 分

○議長(近藤八郎君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、款 2 総務費から款 4 衛生費まで、質疑ありませんか。

2 番 中田議員。

○2 番(中田豪之助君) 補正予算概要書 1 ページの一番下ですね、地域情報通信基盤整備事業で、電柱移設に伴う工事の増額ですが、電柱移設ってよく出てくるんですけども、移設ということは…こっちのを外して、こっちに新しく増えるということなんですか…増やすだけ…何かそこらへんをちょっとお尋ねしたいです。

○議長(近藤八郎君) 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(田村泰司君) 御質問にお答えいたします。

下川町の光回線、光ケーブルにつきましては、独自に立てている電柱もあるんですけども、ほかの電柱につきましては、北電ですとか、NTTの電柱をお借りして添架している状況がございます。それで、北電の電柱等がですね…北電の方の電気の線が移設になったりする場合に、電柱ごと場所が変わったり、電柱が変わったりすることがあります。その際に…張っているものですから、電柱の場所や電柱の高さが変わった時に、うちの光ケーブルの張りが変わるものですから、それに伴って毎年のようにこのようなかたちで移設が発生するというところでございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 素人考えで…間借りしている大家さん…北電なりNTTさんが変わるんで仕方ないんでしょうけれども、もっと節約的に…電柱を間借りしないで…別の節約になるような方法はないんでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 一般的にですね、お借りして張った方が安価に済むという状況だと思います。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。
5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 総務費の総務管理費のうち、財産管理費ですね。この中で工事請負費…14節ですか、役場庁舎受電設備改修等工事というのがあります。役場庁舎に係る様々な施設改修というのが…毎年のように行われていて、今回は額の確定ということだと思うんですが、中の設備の改修とか…機械ですから経年劣化があると思うんですが、この建物そのものについて…役場庁舎そのものの更新の予定とか、建て替えの予定とか、そのあたりというのは具体的に何か設定があるんでしょうか。それがなければ機械が変わるたびに…毎回毎回…更新更新ということになるんですけども、どこかで丸ごと変わるというような予定があれば、それに向かって計画的にスケジュールを組むことが可能ではないかというふうに思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） お答えいたします。現状、建て替えというのは…具体的な計画というのは今のところございませんが、やはり建築から相当数年数が経っておりますので、老朽箇所に関しては改修というか…修繕が必要なものですから、なるべく計画的に修繕をしながら、今の建物を使えるようにしていくとことでございますが、やはり耐用年数が来たりしますと修繕箇所が増えますし、建て替えに向けて今後検討が必要かと思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか。ほかにありませんか。
4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 説明資料の1ページ、事項別明細書の7ページ、ふるさと納税の

関係でございます。今年、2,900万円の収入を予定しているということでございます。

収支の見込みでございます。ふるさと納税が2,900万円…お金が入りまして、特産品を送ったり、経費が掛かるわけですね。実質…人件費は除いて…2,900万円のうち幾らぐらいお金が残って、それが基金に積み込まれるのか。

それと、町民の方でふるさと納税をされている方がいるのかどうか。いるとしたら、ふるさと納税の町民の方は幾らぐらいになるのかという…2点でございます。

○議長（近藤八郎君） 答弁をお願いします。

田村政策推進課長。

○政策推進課長（田村泰司君） お答えいたします。令和2年度の収支見込みとして、今回補正をさせていただいたんですけれども、収入で2,900万円という予定でございます。

今回の補正を含めて、支出の予算につきましては1,469万円ということで、実質1,431万円ということになります。基本的には、令和元年6月の税制改正ということで通知がありまして、ふるさと納税に係る経費につきましては、返礼品が3割以内、そして納税額の5割以内に経費を設定するというところでございますけれども、支出予算と歳入予算の考え方でいきますと、支出は手数料、それから返礼品の予算を見込まなければなりませんので、多少5割を超えておりますけれども、決算で5割以内ということで見込んでいるところでございます。

それと、町民のふるさと納税に関しては、令和2年に関しては、今のところちょっと…数字を持っておりませんので、申し訳ありません…お答えすることができません。失礼します。

○議長（近藤八郎君） 町民の分、後ほど資料で示せるものがあれば出してください。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

次に、款5農林業費から、款7土木費まで、質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 予算概要書3ページの土木費でございます。2,000万円補正予算が付いてございます。従前ですと66%予算に計上して、次の年の雪の降り具合…状況を見ながら残りの33%を付けているものと思っておりました。本年は…いろんな理由がありながら、今の計上になっていると思います。理由を示していただきたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

今回の補正につきましては、過去3か年の実績等を勘案しながら、財政状況について財政当局とも協議しながら今回の提案となったものでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 何でこの時期かということを知りたいんですけど…得られたような感じじゃなかったんで…実は今年の3月の第1回定例会で、同じような…予算を先食いして、後追いで収入を付けていいのかという議論がございました。

ちょうど今この時期…予算の決定時期で、町長、副町長いらっしゃるんで、この質問にしましたけど、実は債務負担行為にしたらいけないかという意見がございました。

というのも、今ここで2,000万円計上して、認めて、使い切ったらまた3月の第1回定例会で更に補正の金額が計上される、そういうことが懸念されるわけでございます。

そこで、今…債務負担行為のみならず、来年の予算の計上の時に6,000万円計上するとか、いろんなかたちがあると思うんですけど、今現時点で予算編成していると思います。今年の場合は、3月のそういう議論があって12月の計上だったと私は理解しますが、その時には予算計上ももうガチガチになっていて動かしようがなかったから今の計上で、手元の予算がなくなっても除雪が進んでしまう…こういうことを避けたんだけ…私は理解していますけど、この除雪の扱い方…私たちは3月の時点で予算審査委員会をやって4,000万円ですとやっています。この時点で12月に2,000万円付く…これ一般の方からみたら…更にまた2,000万円ここで簡単に付いちゃうのかって疑念が生まれてしまいます。ここらへんの整合性も含めて、令和3年の予算計上のあり方…町長いらっしゃいますんで、そこらへんの見通しを示していただければと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 建設水道課長が言いましたように、3年の実績を基にやっておりますので、一定程度そのへんが目標値になっているわけでありまして。今回補正を組んで、更にこの1月から3月の中でどのぐらいの降雪量になるかというのは…これは我々では分からないわけございまして、そういう中で…一度やはり補正として…3か年の中でその実績に見合うところを充当していこうということで、今回計上させていただいたものでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 私の質問の趣旨は、そこは理解しているということなのでございます。例年どおり…昨年の予算編成も3月で6,000万円になるようになって、決算額でいったら5,900数十万の計上になって、しっかり6,000万円の内側に収まっています。そこについては全然問題はないのです。

私が聞きたいのは、令和3年度の予算編成のあり方はどういうふうにするのでしょうか。例えば4,000万円でやって、例年どおり2,000万円付けるのであれば、6,000万円で最初から予算計上する場合もあれば、6,000万円分債務負担行為として、こういうような決裁というか…議決を何回もしなくていいようなかたちにするのか、考えはありますかと聞いております。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） この除排雪に関しましては、単年度で考えてございますので、債務負担行為については考えてございません。また、当初予算については、積雪量というのはなかなか読めないところがありますので、3か年の実績ということを踏まえて…これはどこの町もそうでありますけど、一定程度押さえながら当初予算を組んで、そして補正を…大体一度から二度組むというのが常でございますので、本町の来年度からの方法も…また3か年の実績を見ながら4,000万円から変わる可能性もありますけども、そういうような仕組みを取っていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか…はい。ほかに質疑ありませんか。
5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） まず、農林業費のうち項1農業費ですね、目3農業担い手対策費、負担金、補助及び交付金の中で、農業次世代人材投資事業補助金が746万円の減となっております。これはコロナの影響によって予定していた所に行けなかった、あるいはそういった講習の類ができなかったといったものでしょうか。あるいは、そもそもそういったニーズがなくて実施できなかったもので、これが残として浮かんだものか。

後、農林業費の中で、項2林業費、目1林業振興費の委託料…今回ここでは減というふうになってますけど…この委託料の中には実は林業総合センターの指定管理料というのが入っております。昨日の質問の中で、25年経過して建物が老朽化したから、来年度末をもってということで説明があったんですが、原因について確定をさせたのでしょうか。設計が悪かったのか、建て方が悪かったのか、それとも使った資材に問題があったのか、使い方が悪かったのか、このことをはっきりさせた上で、利用者に対し…こうだから来年度末で出てくださいというふうな説明があったのか、確認をしたいと思います。

後、商工労働費の中で、項1商工費、目2ふるさと観光振興費で、東京下川会の参加が今回…コロナということもあってできなかったから旅費が減額計上されていますけれども、これを機会に…毎年のように行くのではなく、何年かおきにするとか、町長が常に仰る…限られた予算執行をしなければならない中で、そういったことを見直していく一つのきっかけとして、そういったものの関わり方の見直し…そういったものについて考え始める良いきっかけになるのではないかとというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、3点お願いします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
平野農務課長。

○農務課長（平野好宏君） ただいま御質問のありました、次世代の人材投資資金の事ですけれども、これは国の補助金でありまして、基本型が150万円、夫婦型が225万円というのがあります。現在、下川で新規就農されている方で、基本型が2組、夫婦型が5組、受益する権利があるということで、これを万度にみておりました。こちらにつきましては、収入350万円以上の方は対象外となります。また、それを下回った場合でも率に応じて支払うことになっておりまして、今回対象から外れた方もいらっしゃるということで、その分を減額したものでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 残りの質問…栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） 林業総合センターの話でございしますが、これにつきましては、なぜこのような事態に至ったのか…それはちょっと原因ははっきりつかめてはいません。ただ、やはり構造上の問題はあったのだろうというのがあります。やはり扇形の屋根の形…そういうものは…耐用年数そのものが24年で、もう27年経過しているということで、そういう意味では建物自体の経年劣化というのは一番でしょうけども、根本的な原因というのはなかなか判明し難いところがある。設計構造上、特殊な形の建築物であったのは確かではありますけれども…そういうこととございます。

今回、林業総合センターの補正ではなくて、あくまでも民有林の委託の補正減6万円でございますので、そこを含んでおいていただきながら、御理解いただければと思っております。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 東京下川会は…町長。

○町長（谷一之君） 3点目の答弁…私の方から。今、下川のファンとして会をつくっていただいているのは、旭川、札幌、東京ということで、三つございますけれども、それぞれ非常に下川町にお力添えを頂いているところでございます。特に東京下川会においては相当な寄附を頂いたり、あるいはまた個別会員の方々にそれぞれ情報提供を頂いたり、さらにこちらからプロモーションをやる時に協力を頂いたりということで、大変な…アドバイスやお力添えを頂いているところでございまして、今後はいろんなかたちで会との付き合い方というのは企画していく必要があるでしょうが、今回のこの記念品…残念ながら中止になりましたけど、来年以降は…今のところは継続していくつもりでございますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 林業総合センターのところだけなんです、24 年が当初の見通しだということであれば、最初にその建物へ森林組合に入ってもらった時に、「25 年過ぎたら…いつ建物がどうなるか分からないよ」ということを最初に言った上で入ってもらっていたということなんでしょうか。そこだけちょっと確認させてください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） 当初…平成 5 年に造ったわけなんですけども、その時にはそのような確約だとか…約束事はなかった…とは思いますが。はっきり…ですますというのは…あれなんですけど、そういうような覚え書きだとか、そういうものは私は目にしておりませんし、確認もされたということは聞いておりません。以上です。

○議長（近藤八郎君） いいですか…はい。ほかに質疑ありませんか。
1 番 斉藤議員。

○1 番（斉藤好信君） 林業総合センターですね、今の答弁を聞いていますと、耐用年数 24 年…通常一般的な考えでいくと、一般住宅というのは大体 25 年のローンを組んでやるんですけども、25 年経ったら劣化しているからということは…普通はあり得ないんですけども、理解としては、住宅設計…今考えると設計自体に問題があったんだろうということによろしいですか。

それと、もう一つはですね、ここの建物自体は二つになっていますよね…森林組合と…一つの建物の中に。それで、各々が…建物の損害保険などには加入しているんですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） 町としては、市町村の共済…そういうものには加入しております。そして、あそこの建物については、持分登記となっております、町が 70、森林組合が 30 というような区分になってたかと思えます。

建物自体に原因があったという…設計に問題があったとか…そういうところまでは究明はできておりません。ただし、特殊な屋根の構造上の部分も…私どもの判断としては…あったのかというところはありませんけども、やはり耐用年数を超えているということで、経年劣化の部分もあるということでございます。また、建ててからは…それぞれ部分的な修繕だとか、一部改修だとか、そういうものを施した上での結果だということも報告申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか…はい。
1 番 斉藤議員。

○1 番 (齊藤好信君) 普通、民間で住宅を建てる場合はそのような…今の説明を聞いてみると…納得しがたいですよ。例えば 25 年ローンを組んで…25 年終わりました、26 年目からはもう劣化が始まっていると、だからそれで耐用年数が切れると。そういうのって…一般の人が聞いたら…あまり馴染まないでしょ。だから…はっきりは言えないかもしれませんが、やっぱりそういうものを税金を使って建てる時はですね、税金の無駄遣いということはないんですけどね…そういうことをきちっと考えて…今現在の担当の方にも言ってもしょうがないことかもしれませんが、今後やっぱりそういうことをきちっと考えながら、耐久性を持たせる、耐用年数を長くする、いかに長持ちさせるかということのを第一条件に考えて、そういう建物をやっていくという…一つの貴重な…戒めということはないんですけど…なるというふうに思うんですけども、今のトップは町長ですから、町長にちょっとお考えを伺っておきたいと思います。

○議長 (近藤八郎君) 答弁を求めます。
町長。

○町長 (谷 一之君) 当初、おそらく設計した段階で、いろんなそういう基準をクリアしながら検査を通ったことと思います。

しかし、実態として、耐用年数を過ぎてから、劣化が非常に激しかったということで、これはまあ…ちょっと想定できないことがいろいろあったと思います。

これ…不正工事で…例えば鉄筋が基礎工事の中に不足していたとか、梁が実は強度分なかったとか、いろんな問題があった場合は、これは契約上も問題が起きてまいりますけども、現実には設計の段階で良しとした場合に、なかなか将来 20 年、30 年まで先を見るというのは…これどんな構造物でも難しいところがあります。

そういう意味でも、今回の林業総合センターの件についても同様の事が言えるのではないかと私は認識してございますので、御理解をいただければと思います。

今後につきましても、同様の事が言えるわけでありまして。そういう作業手順を進めるということ…設計審査をしながら、そして次は建設の施工審査をしていくということになろうかと思っております。以上です。

○議長 (近藤八郎君) よろしいですか…はい。ほかに質疑はありませんか。
2 番 中田議員。

○2 番 (中田豪之助君) 概要書 3 ページの土木費なんですけれども、町民の方から…補正で予算が追加になるよという話をしていましたら、今よりもっと除雪の質を上げてほしいという声がありました。市街地ではなくて郊外の方ですけれども、結構…標識が破壊されるとか、歩道の除雪が悪いというような…苦情と申しますか御意見を頂きました。

今回の補正予算によって、そういうところも改善されるでしょうか。

それから、先ほど同僚議員の質問でありました、農林業費のところですね、次世代人材投資事業で、350 万円以上は対象から外れるので減額という説明があったんですけども、1 番目として、この 350 万円以上が外れるのは、最近の改正で外れるようになったん

でしょうか。

また、外れる時期が正しく新規就農の方々に…前もって伝えられていたかどうか。新規就農の人はこの補助金を非常に当て込んで事業計画を立てていると思うので、それが急にあたらない…半分だよとか、ゼロだよということになると、非常に厳しい事になると思うので、そこらへんは前もって周知されていたのかお尋ねします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 除雪に関しましては、歩道が一部歩きづらいですとか、郊外の除雪についてもいろいろ意見を頂いているところですが、鋭意留意いたしまして、業者にも指導していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 平野農務課長。

○農務課長（平野好宏君） お答えいたします。次世代資金の給付につきましては、事前に新規就農者の方に、350万円以上になると対象から外れるということは申し上げております。その上での給付ということになっております。ただ、冒頭、御質問のありました、350万円となった時期に関しては…すみません…私の手元に資料がございませんので、そのことは後ほど…また別に説明をさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか…はい。ほかに質疑ありませんか。
4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） まず1点目でございます。農産物加工研究所の…見込みになると思いますが…今年の収支見込みを、町職員の人件費が入ってもいいですし、入らなくてもいい…人件費が幾らかかるかというのを教えていただければ。

それから、2点目、町有林の収支です。2年度の伐採をしたという…これはもちろん見込みですね…流通価格の見込みになるのかもしれませんが…収入から必要な経費、委託料、土場経費、管理…実際収支が幾ら出るのか。

それから、主伐した…件数落ちるんですが…主伐の面積、それから材積をお願いします。

それと、今、緑町の土場に置かれている材積…いくら緑町の土場に置かれているのか。

御案内のとおり、今…ここ以前といいますか…製材業者では原木が不足している。一刻も早く町有林材を売り払いしてほしいという要望があります。いつ売り払いするのか、これが2点目でございます。

3点目、昨年ですね、除雪に関する効率化を図るといふ…ICT活用でしたか…地方創生交付金ですか…数百万円掛けて調査をしております。この効率化を図るといふ交付金で行った事業が、実際に運用されて…除雪のコストダウンになっているのか。

それに関係して、財政が厳しい状況で、市街地については10cm、郊外については15cm

という出動の基準があります。これらの経営コストの削減…財政の方からしてそういう基準が変わったのか、経営コストを図ることをやられているのかどうかというのが3点目…ごめんなさい…ページを言うのを失念しておりました…申し訳ございません。概要書の…今話したのは2ページでございます。

4点目、事項別明細書の15ページ、商工労働費の商工振興費の地域内経済循環奨励金78万円が削減されております。

直接…関連するんですが、町では産業連関表の作成のために、地元の事業者アンケートを取っております…お金の動きをですね。地域の中でどういってお金が動いているかという調査でございます。ところが、これを見ると、2015年のデータを教えてくださいということで事業者にやっております。2015年ですよ…今2020年です。経済は御案内のとおり…お金は毎年動いて、せめて2018年、2019年のデータをどうするかという…これ実際2015年のデータを掴んでね…私も思いますし、地元の調査を受けた人からも…2015年のデータを整理してどういかにされるのかというところの4点をお聞きいたします。

○議長（近藤八郎君） それぞれ答弁を求めます。
平野農務課長。

○農務課長（平野好宏君） 農産物加工研究所の収支についてお答えいたします。

農産物加工研究所の歳入でございますけども、トマトジュースの売払いとして6,862万円を今後見込んでおります。ジュース加工等の雑入138万円、合わせて7,000万円の収入を見込んでおります。

支出につきましては、一般会計の支出分として7,612万円、そして職員人件費として829万円を見込んでおります。合わせまして合計が8,441万円となりまして、収支差引といたしましては、マイナス1,441万円と見込んでおります。以上です。

○議長（近藤八郎君） 次、町有林関係…栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） まず、収支関係でございます。今のところ令和2年度の主伐…今やっている途中でございますけども、見込みを報告させていただきます。

まず、売払収入が4,600万円、そして経費については3,963万円ということで、差引収支を637万円と見込んでございます。経費の内訳といたしましては、委託料で3,663万円、土場経費として300万円という内訳でございます。

また、主伐の関係の8物件から7物件となった比較でございますけども、これにつきましては、当初、面積的には43.1ha予定してございました。実際が33.24haということでございます。材積については、当初7,000m³を見込んでございました。これが精査または需要減によりまして2,500m³の減でございます。そのようなかたちです。

また、緑町の土場の関係でございます。これにつきましては、工期的には10月いっぱい終わらせていただきまして、検査が12月4日で終わりました、引き渡しを受けてございます。国が12月17日から搬入してございます。町有林は18日から搬入している途中でございまして、現在、国有林については1,400から1,500m³程度…入るということ

になっております。樹種については、トドマツが主だということでございます。町有林につきましても、今搬入しているところでございますけれども、4,000 m³を予定してございます。その内訳は、カラマツが3,900 m³、トドマツが100 m³ということでございます。

売り払いのスケジュールでございますけれども、春日議員が言っていたように、材が少し動いてまいったということで、私どもも町内の大きな事業者にはアリングをしたところ、やはり買い控えをしていたこともあって材が引いて原料が不足している部分もあるということで、これにつきましては、町有林の売り払いスケジュールも一括でやるのではなくて、緑町の土場に出てきた都度、売り払いを行っていくということを私ども指示してございますので、まず町有林の…3回に分けてやるということで…1回目の売り払いを1月中旬、そして2回目を2月中旬、3回目を3月中旬ということで、3回に分けて町内の事業者に安定した木材を供給するというように指示してございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 次、3点目…小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 以前実施いたしました除雪のICT事業につきましては、基地局を置いて、それぞれの除雪車の位置を確認しながら、効率的な除雪車の配置…これを将来的に行うのが効率的ではないかということで、当時このICT事業で簡易的なシステムを導入しまして、試験的な事業を行いました。ただ、本格的に設備を導入してですね、莫大な経費を掛けて…そこまでやっても、なかなか効果が…おそらく出ないだろうというような判断で、当時試験的な事業だけで終わったものです。

それから、町内10cm、町外15cmの除雪基準につきましては、現在も変わってはおりません。ただ、除雪事業に関しましては、毎日パトロールを行ってですね、現地の状況を確認して除雪を実施するわけでございますが、10cm、15cmの基準はもちろんございませぬが、雪の質…つまり車が走行すると飛んでしまうような雪の場合はですね、除雪しない場合もありますし、この基準内であっても…非常に湿気を含んだ…いわゆるベタ雪のような状態で、車の通行に…ハンドル操作などに支障が出るというようなかたちで判断した場合には、除雪を実施するというような状況で現在も運用しているところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 次、4点目…田村政策推進課長。

○政策推進課長（田村泰司君） お答えいたします。産業連関表に関してですけれども、御指摘のとおり…我々も皆さんに説明会を実施した時ですね、もう既に時間が経過しているものを使って、本当に有効な結果が得られるのかというお話もあったところでございますけれども、町全体の経済状況…経済の流れを掴む、公式な全体の数字といたしましては、国が行っております経済センサスというのが一番重要な調査かなというふうに思っています。その経済センサスですね…実は直近が2015年の経済センサスということになっておりまして、それを2016ですか…2015年の状況を掴んで2016年に行われた経済センサスが直近の結果が出ているものでございまして、それを使って町内の流れを…大きな全体の中から分析をしていきたいということで、今回…2015年の…皆さんのい

ろいろな取引ですとか、いろいろな部分のアンケートをお願いしたところでございまして、次の調査が来年ということになります…経済センサス自体がですね。それでちょうど調査の狭間に当たってしましまして、いろいろと御指摘はあるかと思えますけれども、直近の全体の数字を使つての調査に御協力いただきたいということでお願いしているところでございますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 町有林の収支でございまして。これまだ見込みなんですけどね、端的に申しますと、地元の製材業者は今…12月に原木が欲しいということなんです。皆さんも感じられたかもしれないですけど…緑町の土場があるから、そこに置かなきゃいけないんじゃないんですか…これ。それはそれとして、実際、運用として、町有林は地元の製材業者に材を入れるというのが目的でございまして、山土場から仮土場に入れないで、直接…札を入れると。整備は整備で…土地整備は議会も承認したわけですから。そしてコストを下げると。御案内のとおり、説明では1㎡2,500円と言っていました、4,000㎡で1,000万円ですよ。つまり、収入が4,600万円あるんですが、土場に置くだけで1,000万円掛かるんですよ。これ…土場の整備は整備として、実際、地域の人が求められているように売り払いをしますと。いかがでしょうか…イメージはやっぱり土場があるから土場に置かざるを得ないような流れになっているんじゃないでしょうか。これちょっと…お願ひしたいと思います。

それから、産業連関表でございまして。これまあ…やってしまったことはしょうがないとは言わないけど…効果からすると…税金掛けているわけですから。2015年…来年になったら2021年ですよ。産業連関表の目的というのは、地域でどういうふうにお金が動いているのか…喫緊の…経済というのは生き物であってね、前のデータは国の基準に基づいてないでいろいろ調べているわけですよ…ヒアリングして。ですから、その基準を準用していかないと比較ができないわけですよ。2015年というのは…肌感覚として…調査をするといった時点で、やっぱりこれチェックが入るべきだと思うんですよ。2015年のお金がどう動いているのか調べても、その後、農業の大規模な生産があったり、そのへんは今後十分…そういうところは留意していただきたいと思ひますね。調査に1,000万円掛けているんですよ…確か。是非そのへんはちょっとね…回答はあれですから…

林業の関係…ちょっとお願ひします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） お答えいたします。土場があるから土場に入れるんではありません。土場が必要だから土場をつくったわけですし、今、木材の流れも一刻一刻変わってきているという状況なのかなと思っておりますし、滞留していたのも事実でありますし、今…この主伐現場の状況なんですけれども、やはり雪深い所にあるということも含めて、逆に直接土場に置く状況にない…そういう急傾な所も切っているの

も事実でありますし、土場を設けられない、そうして切った木が滞留していたのも事実でございます。そして、急に今必要だから…という話もありますけども、今年度についてはやはり…土場の関係については、そこに入れさせていただきながら、入札を1月始めにできるというのも事実でございますし、そういう意味では、非効率的な考えではないということも含めます。後、直接土場ということになると、やはり今…コロナの補助金の中には運賃の補助も今年については出ておりますので、逆にいえば業者にとっても、直接山に除雪をして材を取りに行き搬送する、そういう手間の経費も軽減されることから、林業振興にとっては私どもは良い事ではないかなと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） なかなか難しい…否定しちゃうことになるからね…分かりますよそれは。それはそれとして、地域が求めているんですよ。いくら急峻でも、切って、搬出して、一定程度置くんですよ。そこで今までのとおり札入れするんですよ。国の補助金があるから運賃がという…そういう論法は…そのお金はほかに使えるわけじゃないですか…そこに使わなければ。

ですから、私が申し上げたいのは、土場は土場でね…分かります…出来た時の趣旨は分かるとしても、現実問題としてね…それは後の問題であって、今必要としている製材業者に原木をいかに…あるやつを土場に入れないで直接搬入するというのが…これが経済じゃないですか…経営じゃないですか…これが。一応、考え方はお聞きしましたので、それをちょっと申し述べさせていただきたいと思います。コストを下げなきゃいけないんですよ、収支のバランスを取らなきゃいけないんですよ…経営は。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

次に、款8 消防費から款10 公債費まで、質疑ありませんか。

5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 予算概要書の3ページですね、教育費です。語学指導事業…昨日、御紹介いただいた、新しいALTの方が、来日が遅くなった分、今までいた方が長くいるということで、その分の人件費が増えるという補正が出ております。

今までは、前任の方が帰ってから新しい人が来るという流れだったかと思います。今回、たまたまコロナの関係でダブる期間がある…これ実は…お互いにとって良い事ではないかと。今回みたいに3月までとか…そんな長い期間でなくても、1か月なり…ある程度の期間を、引継ぎとか、下川の英語学習の状況はこんなですよというのを、教育委員会の方を介在せずに直接英語でやり取りしながら、ALT同士が下川の現状を把握し、

雪が降るよとか…寒いよとか…そんなことでもいいんですけれども、そういう…下川で今後2年ないし3年間暮らすに当たっての引継ぎですね、そういったことをしていくとか、あるいは生活に当たっての…紹介するとか、ここで買い物をするとか…ここで何するとか、そういうことを離任するALTの方に引き継いでいただくということとか、あるいは離任される方が使っていた家財道具の中で、新しい方がわざわざ買わなくても…これ使いたいみたいなことが…そういった引継ぎなんてものも場合によっては可能かと思えます。

なので、今回のような長期間でなくても、ある程度ダブった期間を移行期間に充てるという、その分どうしても人件費が増えてしまいますが、そこらへんは効果の部分を考えて、今後の…今来た方がまだしばらくいますけれども、次の方が来る時に、今回のケースを参考に次回の引継ぎを考えてみてはと思います、いかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 今、我孫子議員から御提案いただきました点、大変有効だというふうに考えております。参考までに申し上げますと、従前はJETという事業を持ちまして指導助手を確保しているという関係上、重なる期間というのは基本的には認められていなかったんですね。今回はコロナということがあって、次の新任者がいつ来れるか分からないという状況の中で、今回このような引継ぎ期間が複数月設けられると。

大変これは有効だというふうに考えておりますので、今後こういった手法が取れないのかどうか研究したいと思えますし、もしそれが困難だとすれば、従前もやっていたとおりメール等で…後任者が決まった時に現任者との引継ぎをある程度やると。日本国内においても、引継ぎが行える日が数日間はあるというようなかたちなんですけれども、やはり…全く知らない土地に外国から来て生活をするわけですから、こういった方法がより良いというふうに私も理解しております。以上です。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか…はい。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入の全てと債務負担行為並びに地方債補正について、質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 財政ですね、令和2年度の決算見込み…まだいろいろお金が動くと思うんですが、確認の意味でございます。

総合計画の…それぞれ基金、それからお金を借りる公債費等があると思うんですが、それに当たって総合計画と整合が上手く取れているのか。基金がしっかり総合計画のと

おり積み込まれるのか、借金は…起債はいろんな諸般の事情で下がってますが、そのへんお聞かせください。総合計画の中でも毎年ローリング…変更しているんですが、基金は御案内のとおり1億3,000万円ぐらい計画から落ちています…積むお金が。そのへんはどのぐらい積み込めるんでしょうか…計画どおり。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） お答えいたします。令和2年度末の基金残高の決算見込みと財政計画の比較ということでございますけれども、計画額が約11億9,000万円に対しまして10億9,000万円ということで、計画比では約1億円減少するということでありまして、うち財政調整積立基金につきましては、計画では5億円ということでありましたけど、令和2年度末では5億6,000万円の予定で、プラス6,000万円ということになります。

基金繰入金の決算見込みと財政計画の比較につきましては、計画額4,000万円に対しまして2,700万円の見込みでございまして、財政調整積立基金からの繰入金は最終的には行わない予定でございます。

また、町債でございまして、地方債残高の決算見込みにつきましては、計画では63億4,000万円という予定でございましたが、60億6,000万円ということで、計画と比較しますと2億8,000万円ほどの減少となります。発行額につきましては、計画が5億7,000万円に対しまして4億7,000万円ということで、主に過疎ソフト事業の減によりまして、起債の発行が減少しております。

最後に、令和2年の元利償還金の決算見込みと財政計画の比較ということで、これについては計画額6億7,000万円に対しまして6億7,000万円ということで、計画どおりの状況で…若干減っておりますけれども…そういった状況でございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか…はい。ほかに質疑ありませんか。

1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） まずですね、説明資料でいきますと4ページですけども、山びこ学園の利用者の帰省等が減少した…つまり帰らない…これは今のコロナ感染の状況から、行動制限をされた中で、あえて戻さない、それから向こうから…例えば身内の方もこちらへ来させないという対策の一環の中で…こういうふうにしたかということと、それから次は、プレミアム商品券…これは1回出しまして、追加的に発行したんですけども、2回目は町民に行き渡るようにということで予約券を発行しながらやったと思っておりますけれども、実績状況を教えてください。

それから、農産物の加工ですけども、販売目標に対して見込みが落ちてはいますが、これは今年に限ったわけではないんですけども、今のコロナ感染の状況で販売が落ちていくということが実績に出てきたのか、それとも販路ですね…道内でもたくさんの自治体でトマトジュースを作っていて、その中の競争になかなか勝てない、それから新たな

販路の拡大ができない、つまり営業の方がなかなか厳しい…民間と違ってなかなか厳しいという面があるのか、それとも今後ここに関しては新たな販売方法を模索しているとか…いろいろ構想を練っているという状況なのか。

この三つをまずお願いします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

1 点目…中澤山びこ学園長。

○山びこ学園長（中澤利紀君） 斉藤議員の質問にお答えいたします。

山びこ学園の利用者の帰省の件につきましては、こちらから行動制限をしたわけでもなく、家族と直接情報交換をした際に、家に帰省した時に万が一かかってしまって、学園に迷惑を掛けては大変な事になるというような状況がありまして、帰省に関しましては家族に一任してきているところでございます。

職員等につきましては、ある程度、行動制限の方はさせていただいておりますけども、家族の方も学園に居た方が安全だという意見もありまして、家族の方も…夏またはゴールデンウィーク、冬休みに関しましても、家族の方で極力帰省をさせないようなかたちで御了解の方を頂いているような状況になっております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2 点目…栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） スーパープレミアム商品券の追加分の件でございます。当初 6,000 セット販売して、それが 1 日半で売れたということで、追加で 1,000 セット販売させていただきました。考え方は未購入者を優先してということでございました。最終的に日にちを切って…やったんですけども、約 160 セット…40 名分ですね…残が出ましたので、それをフリーにしたところ、21 日だったんですけども…21 日に町民の方に告知端末等で周知させていただきましたところ、9 時から販売開始で 15 分で売り切れたということで、1,000 セット完売しております。この収入につきましては、1,000 セットの…北海道から補助金が出るんです…10%、その分の収入の増でございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 続いて、平野農務課長。

○農務課長（平野好宏君） 斉藤議員から質問のありました、加工所の売上げの件でございますけども、今年はやはりコロナの影響が大きかったかと思えます。町内でも売上げが 30%ほど落ち込んでおります。これには、お中元の伸びですとか、例年行われています夏の感謝セールが実施されなかったと、そういったこともあろうかと思えます。

またですね、スズキ株式会社の方で行われている販促会、あるいは車を購入した時ですとか、来ていただいた方に、販促として配っているトマトジュースが配られなかったと、そういった諸々の状況があります。

また、何とかですね…カタログ販売といったところもしたんですけども、こちらの方

も5%ほど落ち込みがございました。

新たな販路という部分につきましては、今現在も販路拡大しております、新たな販路として四つの会社に売り込みをいたしまして、販路の拡大も図っているところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） 先ほど、山びこ学園の園長から答弁がありましたけども、お聞きしてると思いますが、道内でも構いませんけども、知的障害とか…障害を持った方の施設で、なかなか行動が…一般と同じで自粛の生活を余儀なくされて、今年はイベントなども中止になって、一般社会との交流機会が少なくなって、利用者が精神的にちょっとね…こういう言葉を出していいのか分からないけど…若干症状が重たくなったり、そういうことがあるんですけども、そのへんのケアはされていると思うんですけども、そこをまずお聞きします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

中澤山びこ学園長。

○山びこ学園長（中澤利紀君） まず、2月ぐらいから、新型コロナウイルスが第1波として感染が大きくなったという状況の中で、学園の年間のイベントとかは全部中止になりました。それに代わるものを何とかしようというようなかたちで、まず、学園内でできる行事を利用者と職員で…新たな行事の方を組み立てて行っております。それで、利用者とは、ある程度身体を動かしながら、レクリエーション的な行事とかも年間の中で進めております。

また、外出関係の状況も取り入れまして、外出してもなるべく会食、飲食関係はとらないようなかたちで、短時間の中で下川外出、または名寄外出という…短い時間帯での外出は行っているような状況になっております。なるべく利用者にはストレスをためないようなかたちで、極力外で…そういった活動を組めるようなかたちで、グラウンドとか…そういったところでミニミニ運動会とか、そういったもので体力を維持できるようなかたちで今年度は過ごしているような状況になっております。たまたま今日は学園のクリスマス、忘年会というようなかたちで…今やっているような状況でありますけど、それもある程度、職員のソーシャルディスタンスを基にしながら、所々で換気とかも取り入れながら、楽しく…今現在やっているような状況になっております。以上です。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか…はい。

それでは、これで質疑を終わります。

この後、2時35分まで、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時20分

再 開 午後 2時38分

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。
1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） それでは、賛成の立場から話をさせていただきます。
一つ一つはできませんけども、全体的な事に関しては、私は賛成の立場ですが、いろいろ町で計画を立てる、それが実行に移される時に、やはり基本的には全ての事業というのは町民のためを思い…なされる事業が全てであります。やはり町民の声を町としても真摯に受け止めながら、例えば先ほどの材木置場の件に関して、材の需要があった場合…そういう場合には、原則はあるかもしれませんが、その時は町長はトップとして柔軟に対応していくと。そのことがやはり町民の…例えば事業所とか、個人もそうですけども、町長の求める幸せ日本一という大きな目標に向かっていくんじゃないかと思えます。

そういう意味で、町民の声を聞きながら、いろんな計画を…頑として型にはまったものではなく、全てを柔軟にトップとして判断して行っていくべきじゃないかなというふうに思います。そういうことを…意見ですけども…述べながらですね、今回の補正に関しては賛成の立場で討論いたしました。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。
4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 私も賛成の立場から意見を述べさせていただきます。2点でございます。

まず1点目、林業センターの件でございます。御案内のとおり、この事案につきましては、議会の所管事務調査で意見を付しているわけでございます。その後、町の方針が示されているところでございますが、先ほどの質疑等でもございましたが、不明な点が多々あると認識をしております。議会または町民に説明責任があるというふうに思います。これらについて、やはりしっかり…分かりやすい、見えるかたちで説明をしながら、良いかたちで新たな展開が図れば良いと思います。議会等にも十分説明を…もちろん町民にも…でございますが、しっかりしていただきたいと思います。

それから、町有林の関係でございます。先ほどありましたとおり、やっぱり地域が求めている…申すまでもなく経済は生きものでもございますので、地域が求めている時に的確に対応していくというのが町有林の目的でもあると思います。そのへん十分に町民

または事業者等の意見を踏まえながら、執行をしていただきたいという意見を付させていただきます。

以上2点、意見を付させていただきます。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

（なし）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、これから、議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第12 議案第12号「令和2年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷一之君） 議案第12号 令和2年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度下川町下水道事業特別会計の第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ987万円を減額し、総額を1億9,105万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、公共下水道費で、事業の確定等に伴い、委託料及び工事請負費を減額計上しております。

なお、歳入では、歳出の補正減に伴い、国庫補助金、一般会計繰入金、町債及び雑入を減額計上しております。

次に、第2表の地方債の変更につきましては、浄化センター整備事業の確定等に伴い、公共下水道事業債を減額するものでございます。

以上申し上げますと、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 令和2年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要について、御説明いたします。

議案第12号説明資料を御覧ください。

今回の補正の要因につきましては、事業の確定等によるものでございます。

はじめに、歳出から御説明いたします。

下水道費の下水道管渠等整備事業の委託料で 166 万円の減額。これにつきましては、事業の確定により、公共下水道事業計画変更委託料を減額するものでございます。

次に、浄化センター整備事業、全体で 789 万円の減額です。いずれも事業の確定によるものでございまして、内訳といたしましては、浄化センター汚泥処理設備等改修実施設計委託料で 129 万円の減額、浄化センター汚泥処理設備等改修工事監理委託料で 83 万円の減額、浄化センター汚泥処理設備等改修工事で 577 万円の減額となっております。

次に、下水道管渠等維持管理事業で 32 万円の減額です。これにつきましては、事業の確定により、道道下川愛別線汚水柵の改修工事に係る事業費…こちらを減額するものでございます。

次に、歳入補正の内容ですが、国庫支出金の公共下水道事業補助金で 660 万円の減額でございます。これにつきましては、公共下水道事業計画変更委託料及び浄化センター整備事業の額の確定によるものでございます。

次に、繰入金的一般会計繰入金で、財源調整のため 74 万円を減額しています。

次に、町債の公共下水道事業債で 220 万円の減額です。これにつきましては、浄化センター整備事業の額の確定によるものです。

次に、諸収入の雑入で 33 万円の減額です。これにつきましては、道道下川愛別線汚水柵改修工事に係る補償費の額の確定によるものでございます。

補正予算の概要は以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 13 議案第 13 号「令和 2 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 13 号 令和 2 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 2 年度下川町簡易水道事業特別会計の第 3 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 210 万円を減額し、総額を 9,616 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、施設管理費で、事業の確定等に伴い、役務費、工事請負費及び原材料費を減額計上しております。

なお、歳入では、歳出の補正減に伴い、工事負担金及び基金繰入金を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 令和 2 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の概要について、御説明申し上げます。

議案第 13 号説明資料を御覧ください。

今回の補正の要因につきましては、事業の確定等によるものです。

はじめに、歳出から御説明いたします。

管理費の一の橋浄水場維持管理事業で 143 万円の減額です。これにつきましては、一の橋浄水場ろ過砂・砂利の入れ替え作業、これの確定によるもので、内訳につきましては、手数料で 138 万円の減額、原材料費で 5 万円の減額となっております。

次に、配給水施設維持管理事業で 67 万円の減額です。これにつきましては、事業の確定に伴う減額によるもので、内訳につきましては、消火栓取替工事で 30 万円の減額、量水器取替工事で 37 万円の減額となっております。

次に、歳入ですが、分担金及び負担金で 41 万円の減額です。これにつきましては、消火栓取替工事業の確定に伴い、上川北部消防事務組合の負担金を減額するものです。

次に、繰入金の簡易水道施設基金繰入金で、財源調整のため 169 万円を減額しています。

補正予算の概要につきましては、以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 13 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 14 議案第 14 号「令和 2 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 14 号 令和 2 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 2 年度介護保険特別会計の第 5 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 201 万円を追加し、歳入歳出総額を 4 億 9,167 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費の委託料で、介護報酬改定等に伴うシステム改修に伴い、増額計上しております。

歳入につきましては、国庫支出金の増額、一般会計繰入金により財源調整をしております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 41 万円を追加し、歳入歳出総額

を3億5,409万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費で、パートタイム会計年度任用職員に対する特殊勤務手当支給に伴う経費を増額計上し、施設整備費では、新型コロナウイルス感染防止対策で設置しました冷房設備の執行残額を減額計上するものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、事業勘定ごとに担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 最初に、市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） 議案第14号 令和2年度下川町介護保険特別会計補正予算（第5号）のうち介護保険事業勘定について、補正予算概要書により御説明申し上げます。

今回の補正の要因は、介護報酬改定等に伴うシステム改修でございます。

まず、歳出ですが、総務費で201万円の増額です。これにつきましては、介護報酬改定及び国保で使用するマイナンバーカードのシステムとの連携に伴いますシステム改修のため、委託料を増額計上しております。

次に、歳入でございますが、国庫支出金で、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る補助金として88万円の増額計上でございます。

次に、繰入金で、一般会計繰入金113万円の増額計上でございますが、これにつきましては財源調整によるものでございます。

私からは以上で説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） 次に、あけぼの園平間主幹。

○あけぼの園主幹（平間 明君） 続きまして、介護サービス事業勘定補正予算について、御説明を申し上げます。

お手元の議案第14号説明資料の2ページを御覧ください。

歳出の補正要因でございますが、総務費におきまして、会計年度任用職員の特殊勤務手当の改定に伴うものでございまして、報酬及び共済費を88万円増額、職員手当等を15万円減額し、73万円の増額補正を行うものでございます。

また、施設整備費におきましては、冷房機設置工事の事業確定に伴う補正でございまして、32万円の減額補正をしております。

歳入につきましては、財源調整によるものでございまして、一般会計繰入金41万円を増額補正しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がそれぞれありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

- 議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

- 議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 14 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（近藤八郎君） 日程第 15 議案第 15 号「令和 2 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

- 町長（谷 一之君） 議案第 15 号 令和 2 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について、提案理由を申し上げます。
本案は、令和 2 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 5 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 108 万円を追加し、総額を 5 億 557 万円とするものであります。
補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、額の確定に伴い、国庫支出金等返納金を増額計上しております。
歳入におきましては、保険基盤安定繰入金等の確定により、一般会計繰入金を減額し、保険税を増額計上しております。
以上申し上げます。提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

- 議長（近藤八郎君） 市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） 議案第 15 号 令和 2 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について、補正予算概要書により御説明申し上げたいと思います。

今回の補正予算の主な要因につきましては、額の確定による過年度分国庫支出金等返納金に要するものでございます。

まず、歳出ですが、償還金では、医療費等の額が確定したため、令和元年度保険給付費等交付金及び特定健診保健指導交付金として 108 万円の増額計上でございます。

次に、歳入でございますが、保険税で収入見込みにより 224 万円の増額計上でございます。

次に、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の額の確定に伴い、一般会計繰入金 116 万円の減額計上でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 15 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 16 議案第 16 号「令和 2 年度下川町後期高齢者医療特

別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第16号 令和2年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度後期高齢者医療特別会計予算の第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ61万円を追加し、総額を6,838万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、額の確定により、北海道後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金及び保険料等負担金を増額計上するとともに、過年度分保険料の還付を被保険者に行うため、保険料還付金を計上しております。

歳入につきましては、執行見込みにより、後期高齢者医療保険料及び保険料還付金を増額計上するとともに、額の確定により、一般会計繰入金を減額計上しております。

以上申し上げます。提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） 議案第16号 令和2年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、補正予算概要書により御説明申し上げたいと思います。

今回の補正予算につきましては、額の確定及び還付を行うための補正でございます。

まず、歳出でございますが、納付金で56万円の増額です。これにつきましては、額の確定に伴いまして、後期高齢者医療広域連合への納付金を62万円減額、保険料につきましては118万円の増額計上でございます。

次に、諸支出金でございますが、保険料還付金で、所得の修正等に伴い5万円の増額計上でございます。

次に、歳入でございますが、保険料で、収入見込みによる204万円の増額。

繰入金では、額の確定に伴い、一般会計繰入金148万円の減額。

諸収入では、広域連合より過年度分保険料還付金として5万円の増額計上でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 16 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） お諮りいたします。

委員会における議案審査のため、12 月 25 日、午後 3 時まで休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、12 月 25 日、午後 3 時まで休会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 3 時 2 分 散会